

若者たちの個人情報を守りましょう！

安保破棄諸要求貫徹大阪実行委員会

防衛省は全国の自治体に対して、自衛官募集のために、募集対象者情報（18歳、22歳の若者の氏名・住所・生年月日・性別）の提供を求めています。

しかも、今年2月に発出した「自衛官募集等の推進について」（依頼）では、紙媒体又は電子媒体での提供まで言及しています。

2019年までは多くの自治体がこれに応えず、住民基本台帳の閲覧を許すに止めてきましたが、2019年1月に安倍首相（当時）が「6割以上の自治体から必要な協力を得られていない」と発言したことを契機として、2021年2月には、防衛省と総務省連名の「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」（通知）を发出。

その通知には、自衛隊法第97条と同施行令第120条の規定を根拠に募集対象者の情報の提出を求めることができること。その依頼に応じて、住民基本台帳の一部の写しを用いて自治体が名簿を提出することは、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないことと書かれました。

この通知を根拠にして、その後多くの自治体が「法に基づいた適正な対応」だとして名簿を提出することとなり、2022年の調査では全国61%の自治体が提出しています。

加えて、大阪においては、2022年2月に吉村知事が各市町村長に対して「自衛官募集等の推進について」（通知）を发出。その中で「募集対象者情報の紙媒体または電子媒体での提供を含め、募集事務の実施等について、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします」と書いたことが大きく影響して、以降、一気に20の自治体が名簿提供に応じることとなり、現在、府下43市町村中41の自治体が提供しています。

しかも、その内21の自治体には「除外申請」制度すら設けられていません。

○自衛隊が名簿提供を要請することができる根拠は本当にあるのでしょうか。

○住民基本台帳法は、個人情報の「提供」を認めているのでしょうか。

○自治体は、個人情報を「提供」して良いのでしょうか。

○個人情報保護法は、本人の同意なしに個人情報を「提供」することを認めているのでしょうか。

そもそも、自己に関する情報「個人情報」をコントロールする権利は、憲法第13条に基づく基本的人権です。

そして、地方自治体は国と対等な立場であり、住民の「公益」を守る責務が有ることを地方自治法は定めています。

政府は今、「国家安全保障戦略」など「安保3文書」に基づいて「敵基地攻撃能力」の保有・強化や、そのための軍事費倍増など国家総動員の大軍拡を進め、全てにおいて「軍事優先」の政治を行おうとしています。

政府が2023年7月に発表した防衛白書によれば、「防衛力の中核である自衛隊員の能

力を発揮するための基盤の強化など」の章、第1節「人的基盤の強化」の1「採用の取組強化」の項に「募集に関する事務の円滑な遂行のために必要な募集対象者情報の提出を含め、所要の協力が得られるよう地方公共団体などとの連携を強化」と記載されており、まさに自治体による自衛隊への名簿提供は、「安保3文書」に基づく大軍拡を進めるための「連携強化」そのものだということが分かります。

また、防衛相の諮問機関である防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会の報告書には、「スタンド・オフ防衛能力」＝敵基地攻撃能力について「自衛隊員はまさしく防衛力の中核であり、その人材確保は、装備品等の整備と並び、防衛力の抜本的強化を支える車の両輪ともいふべきものである。この両輪が駆動することにより、実効的な防衛力の構築が進んでいく」と書かれており、名簿を自衛隊に「提供」ということは、自治体が、米軍と融合して戦争する部隊へと変貌する自衛隊に、若者たちを送り出す「戦場への窓口」になるということに他なりません。

2022年の調査で全国61%の自治体が若者たちの名簿を自衛隊に提供していますが、逆に言えば、まだ約4割67.3%の自治体は「提供」に応じていない。

自治体の責任において判断し、「提供」を拒否することができるということです。

全国においては、一度は「提供」していたところが、市民の働きかけによって「提供」を取りやめた自治体があります。大阪においても、もう一度「自治体としての本旨」に立ち返り、「提供」を取りやめることは可能です。

ましてや、自身の個人情報自衛隊に提供することを良しとせず、「除外」することを求める「除外申請」を認めないなどということが許されるはずはありません。

課題は異なりますが、2023年10月、国内全市町村の99.9%に当たる1739市町村が加盟する平和首長会議の総会で採択した「核兵器廃絶に向けた取組の推進について」という要請文が、岸田首相に提出されました。

その中には「為政者に核抑止力に依存することなく対話を通じた外交政策を行うよう促す」「唯一の戦争被爆国である日本政府には、…本年11月に開催される核兵器禁止条約第2回締約国会議にオブザーバー参加し、…一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准していただくよう強く要請いたします」と、きっぱりと地方自治体としての主張が書かれています。

憲法が保障する「個人の尊厳」の重みを、そして「地方自治」の本来の意味の深さを思い起こし、自治体が国の「下請け」などにはならず、本来の役割としての、住民の福祉の向上のためにこそ、その権限を行使し、自衛隊への名簿提供を取り止め、少なくとも、先ずは「除外申請」制度を設け、本気で周知することを求めるものです。

つきましては、地域住民の皆さんと共同して、自衛隊へ若者たちの個人情報を提供することを取り止める判断がされるように、自治体に働きかけるため、皆さまのお力をお貸しくたさいますよう、よろしくお願いいたします。以上。